

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 61 年 3 月 27 日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 17 日から同年 3 月 27 日まで

私の A 社（現在は、B 社）C 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 61 年 3 月 17 日となっているが、同年 3 月 27 日付けで異動したはずである。私は転勤時の事務手続によるミスだと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社本部から提出された申立人に係る申立人の在職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A 社 C 支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る D 厚生年金基金の加入記録によれば、A 社 C 支店における資格喪失日と A 社本店における資格取得日は共に昭和 61 年 3 月 27 日となっており、厚生年金基金において加入期間は継続していることが確認できる上、同基金では、申立期間当時、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出書の様式は、同基金の資格取得及び資格喪失に係る届出書と一体の複写式であったと述べており、社会保険庁（当時）と同基金の記録が相違するとは考え難く、社会保険庁側の事務処理に誤りがあった可能性も否定できない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 61 年 3 月 27 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年6月までの期間、44年7月から47年11月までの期間及び48年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から44年6月まで
② 昭和44年7月から47年11月まで
③ 昭和48年10月から51年3月まで

私は、昭和43年4月に婚姻後、申立期間①については、A市に住み、納付方法など記憶していないが、国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②についてはB市C町に、申立期間③については同市D町に住んでおり、それぞれの期間について、集金人に国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に支払った。申立期間③については、同じ町内に住む集金人が集金していた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料を夫と一緒に納付していたにもかかわらず、夫と納付記録が異なり、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月に払い出されており、申立人の夫は、申立期間の大部分は国民年金に加入しておらず、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間①、及び②のうち昭和44年10月を除いた期間については、申立人の夫は厚生年金保険被保険者となっていることから、本来、申立人は、国民年金の任意加入被保険者となるところ、申立人が所持する国民年金手帳（昭和41年4月1日発行）には被保険者種別を強制から任意に変更した記録が無く、申立期間の住所地に転入したことを示す住所変更履歴の記載も無い

ことから、申立人は、それぞれの住所地において、国民年金の被保険者の種別変更等の手続を行わなかったと考えられる上、同手帳の昭和 43 年度から 45 年度までの印紙検認記録には、国民年金保険料を納付したことを示す検認印も無い。

さらに、申立期間は 3 つの期間で合計 86 か月と長期間に及んでいる上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 54 年 3 月まで

私の申立期間における国民年金の再加入手続については、亡くなった母が行っており、国民年金保険料についても母が納税組合を通して納付していた。当時、母が営んでいた自営業に係る帳簿によれば、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の母は既に死亡していることから、これらの事実については確認できず不明である。

また、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、資格取得年月日の入力年月欄に「55.3」と押印されているところ、当該記載について、同市では、「申立人の再加入手続に係る事務処理を、当市が行った年月である。」としていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の再加入手続は昭和 55 年 3 月に行われたものと考えられ、この時点で申立期間のうち大半の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料として、申立人から提出された申立人の母が営んでいた自営業に係る帳簿には、昭和 50 年 1 月から 51 年 9 月までの期間については二人分、同年 10 月から 54 年 3 月までの期間については一人分の国民年金保険料をそれぞれ納付した旨の記載が確認できるところ、オンライン記録によれば、i) 申立人の母は、39 年 4 月から 56 年 9 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していること、ii) 申立人の姉は、「当時、母の自営業を手伝っており、私の国民年

金保険料は母が納付してくれた。」と述べており、50年1月から51年9月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、帳簿に記載された国民年金保険料は、これら二人のものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年9月まで

私の申立期間における国民年金の加入手続については、亡くなった夫の母が行っており、国民年金保険料についても夫の母が納税組合を通して納付していた。当時、夫の母が営んでいた自営業に係る帳簿によれば、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に参与しておらず、納付していたとする申立人の夫の母は既に死亡していることから、これらの事実については確認できず不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年7月11日に払い出されていることから、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料として、申立人から提出された申立人の夫の母が営んでいた自営業に係る帳簿には、二人分の国民年金保険料を納付した旨の記載が確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人の夫の母及び申立人の夫の姉は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の夫の姉は、「当時、母の自営業を手伝っており、私の国民年金保険料は母が納付してくれた。」と述べていることから、帳簿に記載された国民年金保険料は、これら二人のものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から9年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から9年10月まで

私は、平成5年11月の婚姻後、A市B区に転居し、申立期間について、国民年金の免除申請の手続を行ったはずなので、免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者の記録によれば、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳にも、昭和59年9月の国民年金被保険者資格喪失後に再加入した旨の記載は無く、婚姻に伴う氏名変更履歴及び同市B区に転入したことを示す住所変更履歴の記載も無いことから、転入先である同市において、国民年金の申請免除手続が行われたとは考え難い。

また、オンライン記録において、複数の読み方で検索しても、申立人と思われる申立期間に係る国民年金の加入記録は無く、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は48か月と長期間であり、申請免除の手続は毎年度行う必要があるにもかかわらず、5か年度間にわたり申請免除の記録が消失したとは考え難い。

加えて、申立期間に係る国民年金の免除申請手続についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。